

●2階トレーニングルーム
 ●内エアロバイク・多目的マシンの使用方法(要予約)
 ●定16歳以上の方6名(申込み順) 費無料 申・問 7月21日(水)までにB&G海洋センターへ(電話、代理人による申込み不可)。

総合型地域スポーツクラブ「マッピー松伏」

①健康ヨガ(9:40～)
日7/11、18、25 いずれも日曜日
②バランスボール教室(11:30～)
日7/13、27 いずれも火曜日
③エンジョイ・ダンス(9:40～)
日7/7、14、21、28 いずれも水曜日
④絵手紙教室(10:00～)
日7/8、22 いずれも木曜日
⑤ケンコー体操教室(11:30～)
日7/9、16、23、30 いずれも金曜日
⑥ケンコー吹き矢(13:30～)
日7/9(金)
⑦体幹トレーニング(11:30～)
日7/24(土)
⑧ピラティス教室(11:30～)
日7/3、31 いずれも土曜日

●場B & G海洋センター
 ●定16歳以上の方 費300円(保険代など)。マッピーメンバーシップカードの割引適用あり。

マッピー軟式庭球部
日7/14、21、28 いずれも水曜日 11:00～13:00
●場松伏記念公園テニスコート
●定60歳以上の男性 費300円(保険代など)。マッピーメンバーシップカードの割引適用あり。

●申実施日に開催会場で直接申込み
 ●問B & G海洋センター

教育文化振興課 ☎991-1873

令和4年「成人を祝う会」の実行委員を募集します

●新成人(平成13年4月2日～14年4月1日生まれ)の方
 ▶活動内容 成人を祝う会の企画・準備・運営など。9月以降、月1回程度夜間に会議を開きます。
 ▶条件 原則町内在住の方。
 ●申希望される方は教育文化振興課にお問い合わせください。

松伏町人権セミナー受講者募集

セミナーは、7月から12月まで8回シリーズで開催します。

【第1回】7月15日(木)13:45～15:30
【テーマ】「多文化共生・外国人の人権」
【講師】加納 陸人
【第2回】7月20日(火)14:00～15:30
【テーマ】「多様な性から人権を考える～だれもが自分らしく生きられる松伏町にむけて～」
【講師】中島 潤
【第3回】7月27日(火)10:30～12:00
【テーマ】「わたしらしくあなたらしく～ジェンダーフリーのはなし～」
【講師】荻野 裕佳里
【第4回】8月3日(火)10:30～12:00
【テーマ】「コロナ禍の中、見えづらくなるDV」
【講師】並木 利美子

●場役場第二庁舎3階301会議室
 ●費無料

●定・申例年より受講人数を制限するため、事前予約制(申込み順)。7月5日(月)から教育文化振興課へ(電話申込み可)。

※当日、緊急連絡先等のご記入をお願いします。個人情報に十分留意の上、必要に応じて保健所等へ提供する場合があります。詳しくは

町ホームページをご覧ください。
 ●問教育文化振興課

学校開放講座

楽しく水彩画を描こう

あなただけの思い出に残る一枚、今人気の水彩画を描きませんか？中学校の先生が優しく教えてくれます。
 ●日7月22日(木)～25日(日) いずれも9:00～11:00
 ●場松伏中学校 第一美術室
 ●定・申町内在住、在勤の方15名
 ●費無料 持エプロン、鉛筆、水彩用具
 ●申7月13日(火)までに教育文化振興課へ。

サークル・団体の催し・募集

松伏地区伝統文化

いけばな親子教室

●日7/18、8/8、9/12、10/3、10/17、11/21、12/5 いずれも日曜日、12/25(土)全8回 9:30～10:30
 ●場多世代交流学習館メロディー
 ●内いけばなの基本から季節のイベントに合わせて楽しく学びます。展示発表会予定。
 ●定・申小～中学生、保護者(子どもだけの参加OK)
 ●費1回800円(花代実費、最終回のみ1,500円)
 ▶その他 文化庁伝統文化親子教室委託事業
 ●申・問鈴木 ☎050-5883-6411

募 集

<県の募集>

里親入門講座

様々な事情により、自分の家庭で暮らすことができない子どもたち

地球にやさしい工場を目指します



大日本パッケージ株式会社
 DAINIHON PACKAGE CORPORATION

環境優良工場受賞 埼玉工場
 〒343-0106 松伏町大川戸 2399
 TEL 048 (992) 0600
 FAX 048 (992) 0716

(株)セレモニーすずき

●地域最安値99,000円(税込)より●

家族葬・一日葬・一般葬

越谷市斎場でのご葬儀はお任せ下さい

365日・24時間受付

松伏町大字上赤岩843-1

☎0120-5940-52 ☎(048)993-0444

広報6月号と併せて配布した「まつぶしみんなで応援クーポン2021」は、対象店舗にて期限内にご使用ください。

「まつぶしみんなで応援クーポン2021」の使用期限は7月31日(土)までです

ちを家族として迎え、養育していくのが里親制度です。

講座では、制度の説明だけでなく、実際に子どもを育てている里親さんの体験談を聞くことができます。この機会にぜひ里親制度について学んでみませんか？

①7月17日(土) 14:00～16:00 (13:30～受付)

②越谷児童相談所 2階大会議室

③里親制度の説明と現役里親の体験談等、質疑応答

④30名(申込み順) ⑤無料

⑥保育 なし

⑦申・問越谷児童相談所 里親推進担当 ☎048-975-4152

<国の募集>

自衛官募集

	募集項目	募集資格	受付期間
①	自衛官候補生	18歳以上 33歳未満の方	随時
②	一般曹候補生		7/1～9/6
③	航空学生(海)	18歳以上 23歳未満の方	7/1～9/9
④	航空学生(空)	18歳以上 21歳未満の方	

【試験日】

①受付時にお知らせ

②9月17日(金)～9月19日(日)

③④9月20日(月・祝)

※新型コロナウイルス感染症の影響により、受付期間や試験日が変更になる場合があります。

⑦自衛隊朝霞地域事務所

☎048-466-4435



お知らせ

<町のお知らせ>

国民健康保険被保険者証の更新時期です

現在ご使用の国民健康保険被保険者証の有効期限は、7月31日(土)です。新しい保険証は、7月下旬に世帯主宛に簡易書留で送付します。なお、保険税の納付状況によって短期被保険者証又は資格証明書を交付する場合があります。

⑧住民ほけん課 ☎991-1868

国民健康保険税納税通知書を送付します

7月上旬に、令和3年度の納税通知書を世帯主あてに送付します。

国民健康保険税は、被保険者(加入者)一人ひとりが個別に納めるのではなく、世帯ごとにまとめて世帯主の方に納めていただきます。

普通徴収の納期限は年間8回あり、第1期は、8月2日(月)です。納付は、便利な「口座振替」をご利用ください。納期限内であればコンビニエンスストアでも納めることができます。また、スマートフォン決済アプリ「LINE Pay」「PayB」「PayPay」を利用して納付もできます。納期限を過ぎ、延滞金がかかります。各納期限までに納付をお願いします。

⑨住民ほけん課 ☎991-1868

限度額適用認定証について

入院などで一か月の医療費が高額となる場合、あらかじめ「限度額適用認定証」を医療機関等に提示することにより、窓口でのお支払い額が限度額までとなります。

現在ご使用の「限度額適用認定証」の有効期限は、7月31日(土)です。更新が必要な方は、8月中に住民ほけん課窓口にて申請をお願いします。

なお、申請時に国民健康保険税の滞納がある世帯は、「限度額適用認定証」の交付ができませんのでご注意ください。

▶申請に必要なもの

国民健康保険被保険者証、本人確認書類(運転免許証、パスポートなど)

※別世帯の方の申請は委任状が必要です。

⑩住民ほけん課 ☎991-1868

柔道整復療養費の適正化にご協力ください

整骨院や接骨院を受診する際は、負傷の原因や症状等によって保険適用になる場合とならない場合があるので、施術を受ける前に確認して施術を受けてください。

▶保険適用となる場合

- ・医師の同意がある骨折、脱臼の施術(応急処置を除く)
- ・外傷性の打撲、捻挫、挫傷(肉離れなど)

▶保険の対象にならない場合

- ・日常生活で生じる疲労や慢性的な肩こり、腰痛、筋肉疲労
- ・脳疾患後遺症などの慢性病
- ・症状の改善のみられない長期の施術
- ・労災保険が適用となる仕事や通勤途中での負傷

【施術内容調査にご協力ください】

医療費適正化の一環として、整骨院や接骨院からの請求内容と実際に受けた施術内容の確認をするため、文書による調査や聞き取りなどを行う場合があります。その際、領収書などの提示を求める場合がありますので、施術記録や領

越谷駅 西口1分

医療法人社団 恩志会

月曜日午前も女医診療を始めました
女医診察ご希望の方は受付へ。
※混み合っている場合はご要望に添えない場合もございます

新越谷 肛門胃腸クリニック

●日帰り痔手術 ●大腸がん検診 ●各種保険取扱
●胃・大腸の内視鏡検査 ●過敏性腸症候群治療
●木曜女医によるレディースステイ(診察時間10:00～12:00)(女性専用待合室あり)

診療時間 月 火 水 木 金 土 日 祝日
午前 9:30～12:00 ○ ○ ○ ○ ○ ○ × ×
午後 4:00～6:00 ○ × ○ × ○ × × ×

tel. 048-960-2233 http://www.ok2.or.jp
埼玉県越谷市赤山本町8-5 山六ビル2F ok2 越谷 で 検索

“あなたのくらしのパートナー”
(土地・建物売買専門)

相続関係など不動産のことなら何でもご相談下さい!

株式会社 松伏エコセンター
・不動産売買 ・増改築工事 ・解体工事

松伏町大川戸3120-1 ☎048-940-7000
毎週土曜日リサイクルショップ大売出し!

収書などの保管をお願いします。
問住民ほけん課 **☎991-1868**

国民年金保険料の令和3年度 免除申請の受付が開始されます

国民年金の第1号被保険者で、
 経済的な理由や災害などにより保
 険料の納付が困難な方には保険料
 の納付が免除される制度がありま
 す。

▶**免除制度**…全額免除と一部免
 除があり、本人、配偶者、世帯主の
 所得により審査が行われます。

▶**納付猶予**…50歳未満の方は免
 除制度の他に、本人、配偶者の所得
 により納付が猶予される制度があ
 ります。

※前年の所得により免除及び納付
 猶予の所得審査を行います。

※学生の方は学生納付特例制度を
 ご利用ください。

【申請受付】7月1日(木)～

【対象期間】7月～令和4年6月

問住民ほけん課 **☎991-1870**

ねんきん加入者ダイヤル

☎0570-003-004

後期高齢者医療保険料 について

令和3年度の保険料額が確定し
 ました。

保険料率【均等割額】41,700円

【所得割率】7.96%

【上限】64万円

後期高齢者医療保険料は、被保
 険者全員が等しく負担する「均等
 割額」と、被保険者の所得に応じて
 負担する「所得割額」の合計額から
 なり、被保険者一人ひとりに賦課
 されます。保険料の納付方法は、普
 通徴収(納付書又は口座振替)と特
 別徴収(年金天引き)があります。

普通徴収の方には、7月中旬に

納付通知書を送付します。納期限
 内に役場会計室や金融機関で納付
 をお願いします。また、金融機関の
 手続で口座振替を利用できます。

特別徴収の方には、7月下旬に
 特別徴収開始通知書を送付します。
 年金支給の際に、年金の受給額か
 ら保険料が天引きされます。

＜後期高齢者医療被保険者証につ
 いて＞

現在ご使用の後期高齢者医療被
 保険者証は、7月31日(土)で使用
 できなくなります。7月下旬に新
 しい保険証を個々の被保険者宛て
 に簡易書留で送付します。

問住民ほけん課 **☎991-1884**

令和3年度介護保険料 納入通知書を送付します

介護保険制度は、40歳以上の方
 に加入が義務付けられている公的
 保険です。

■第1号被保険者(65歳以上の方)
 の介護保険料

住民税の課税状況や前年の収入
 ・所得、4月1日現在の世帯状況に
 応じて決定します。

保険料の納付方法は、「普通徴
 収(納付書又は口座振替)」と「特別
 徴収(年金天引き)」があります。

普通徴収の方には、7月上旬に
 納入通知書(納付書)を送付、特別
 徴収の方には、9月上旬に特別徴
 収開始通知書(本徴収)を送付し
 ます。

■第2号被保険者(40歳から64歳
 までの方)の介護保険料

健康保険税(料)と一体で納めて
 いただいております。保険料額は、加
 入している健康保険によって異な
 ります。

問いきいき福祉課 **☎991-1886**

児童手当について

▶新規登録の手続き

出生・転入された際は請求日の
 翌月が支給開始月となります。

ただし、出生・転入の翌月に請求
 された場合でも、出生・転入の15
 日以内に請求手続きをしていただ
 ければ、特例として請求月が支給
 開始月になります。

▶支給対象

中学校卒業まで(15歳の誕生日
 後の最初の3月31日まで)の児童
 を養育している方

▶支給額

児童の 年齢	児童手当の額(一人当 たり月額)
3歳未満	一律15,000円
3歳以上 小学校 終了前	10,000円(第3子 以 降は15,000円)
中学生	一律10,000円

※児童を養育している方の所得が
 所得制限限度額以上の場合は、
 特例給付として月額一律5,000
 円を支給します。

▶令和3年度支給時期

6月10日(木) (2月～5月分)

10月8日(金) (6月～9月分)

令和4年2月10日(木) (10月～1
 月分)

問すこやか子育て課 **☎991-1876**

こども医療費受給資格証の更新 ～小中学生の受給資格証を送付～

【小中学生の保護者の方】

小中学生の「こども医療費受給
 資格証(就学児用)」は、毎年8月に
 更新します(再度登録申請は不
 要)。7月下旬頃に、8月からお使い
 いただく新しい受給資格証を送付
 します。

ただし、町税に滞納のある方は、

広告



せんげん台法律事務所

SENGENDAI LAW OFFICE

弁護士 廣部 俊介
 弁護士 太田 恭平

埼玉弁護士会所属

TEL 048-993-4195
 〒343-0041 埼玉県越谷市千間台西1-8-7 せんげん台IKビル2F

相談料

- 借金・交通事故被害は無料
- 法テラス無料相談取扱あり
- その他初回相談料 30分 3,000円(税込)





石塚家

和風レストラン いしづか

7月28日(水)は土用の丑の日!

当店のうなぎを、ご賞味ください!

暑気払い、お待ちしております

松伏町松伏2243(野田街道沿い、古利根河畔) 送迎バスあり
TEL 048-991-2408 **☎0120-86-1428**
 ホームページ <http://www.ishizukaya.com/>

割烹

出前も承ります

テイクアウトメニューあります

通院医療費を助成できない場合があります。その場合は、支給停止通知と入院医療費用の受給資格証を送付します。

【小学校就学前のお子さんの保護者の方】

就学前のお子さんの「こども医療費受給資格証(乳幼児用)」は、認定から6歳の誕生日後の最初の3月31日までお使いいただけます。町税の滞納による支給制限はありません。

また、お子さんが就学する際には、就学児用の受給資格証の交付申請が必要です。(小学校に入学する年の1月頃に受給資格登録申請書を送付します。)

☎すこやか子育て課 ☎991-1876

松伏町地域防災計画を修正しました

地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、地域に係る地震災害等に関し必要な事項を定めることにより、町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として策定するものです。

令和元年東日本台風など、各地で発生した大規模災害の教訓や防災関係法令等の改正を踏まえ、本町の防災体制及び災害対策をより実効性の高いものとするため、令和3年3月に松伏町地域防災計画を修正しました。詳細は町ホームページをご覧ください。

☎総務課 ☎991-1895

<県のお知らせ>

交通事故被害者のご家族への援護金について

埼玉県交通安全対策協議会では、埼玉県内在住の交通遺児等を対象に、援護一時金を給付しています。※「交通遺児等」とは、交通事故(陸海空全ての交通機関の運行により生じた事故)により、死亡又は重い障がいを負った保護者に養育されている18歳以下の子どもをいいます。

▶給付対象者 埼玉県内に在住する令和2年4月1日以降に交通遺児等となった者(交通遺児等になった日現在18歳以下)

▶給付額 こども1人につき10万

円(1回のみ)

▶給付時期 11月又は令和4年5月

▶提出期限

11月給付分 … 8月31日(火)まで
令和4年5月給付分 … 令和4年2月28日(月)まで

▶申請書類

各市町村、学校等で配布します。

▶提出先 みずほ信託銀行浦和支店(さいたま市浦和区高砂2-6-18 ☎048-822-0191)に郵送又はご持参ください。

☎埼玉県県民生活部防犯・交通安全課

☎048-830-2955

<その他のお知らせ>

サマージャンボ宝くじ発売

今年のサマージャンボ宝くじは、1等・前後賞合わせて7億円!また、サマージャンボミニも同時発売します。

この宝くじの収益金は、市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

昨年のサマージャンボ宝くじ、サマージャンボミニの時効は、8月25日(水)です。期限が迫っておりますので、お忘れなく!

▶発売期間 7月13日(火)~8月13日(金)

▶抽せん日 8月25日(水)

☎企画財政課 ☎991-1820

法務省主唱

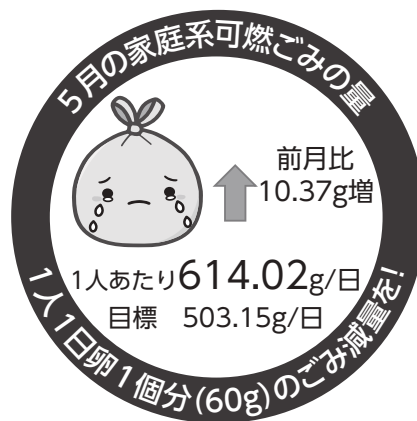
第71回社会を明るくする運動

犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ。

「更生保護の日」である7月1日から1カ月を強調月間として、すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深めるため、全国各地でさまざまな催しが実施されます。

☎さいたま保護観察所

☎048-861-8287



小鳩だより「支えあう 住みよい社会 地域から」

松伏町民生委員・児童委員協議会広報部会

問合せ/いきいき福祉課社会福祉担当 ☎991-1874

今回は民生委員・児童委員の中で、子どもや子育て家庭への支援を専門に担当する『主任児童委員』を紹介します。

主任児童委員は、民生委員・児童委員の一員として、児童に関する相談・支援の専門的な知識や経験を有し、地区担当の民生委員・児童委員と連携しながら活動しています。

今年度もコロナ禍のため、各学校との情報交換会を行うことが厳しい状況ではありますが、行政、学校等の関係機関と連携・協力しながら、児童・生徒が健康で明るい学校生活が送れるよう、協力、支援をしていきます。



「民生委員・児童委員は、いつもあなたのそばにいます。」